

# 平成 22年度 まちづくり研修事業を募集します

「まちづくり研修事業」は、南富良野町の未来に向けて豊で活力あるまちづくりを進めていくために、町民のみなさんが研修活動を行う費用の助成を目的とした制度です。平成22年度のまちづくり研修事業について、下記のとおり募集しますので、ぜひご利用ください。

## 対象となる研修先

- ・国内に限定

## 対象となる事業

- ・まちづくりを推進するための事業
- ・産業を活性化推進するための事業
- ・文化、スポーツを推進するための事業
- ・その他まちづくりの推進に資すると認められる事業

## 対象者等

- ・申請日現在で、本町に1年以上居住している方
- ・団体(グループ)による研修事業の場合、対象者は1世帯1名とします。
- ・1団体4名以内とします。
- ・過去5年の間に本事業の助成を受けた方は対象となりません。
- ・研修期間は、原則として15日以内です。
- ・町税を完納している方
- ・町が賦課する公共料金(上下水道使用料金、町営住宅等使用料など)に滞納がない方

- 申請書提出先・問い合わせ先 ●

## 研修者の義務

- ・研修事業報告書の提出
- ・地域づくり、まちづくり活動の実践
- ・研修後の活動計画および活動報告の提出(研修後3年間)

## 助成額

- ・研修事業に要する対象経費の70%の範囲内で助成します。ただし、申請多数の場合は助成率を調整しますのでご注意ください。
- ・1人当たりの助成限度額は14万円です。

## 助成対象経費

- ・南富良野町を出発地として、研修地までの往復航空賃、自動車賃、バスなど乗物代の実費
- ・研修、視察、宿泊費、滞在費、車両借上費用、技術習得等に要する経費、その他研修に必要とする経費

## 申請方法

平成22年度中の事業を計画されている方は、10月31日までに申請してください。

企画課企画振興係 ☎ 52 2115

## 基礎年金に係る国庫負担割合が2分の1に引き上げられました

本年の6月26日の国会において、基礎年金における国庫負担割合の改定が行われ、3分の1から2分の1に引き上げられました。

また、実施時期については、平成21年4月に遡って実施されております。

なお、免除申請を行った場合においても年金支給時の年金額が増額されました。

区 分	平成21年3月分まで	平成21年4月分から	備 考
全 額 免 除	満額納付者の3分の1	満額納付者の2分の1	
4分の3免除	満額納付者の2分の1	満額納付者の8分の5	免除されていない残りの保険料を納付した場合に限る
半 額 免 除	満額納付者の3分の2	満額納付者の4分の3	
4分の1免除	満額納付者の6分の5	満額納付者の8分の7	

注意 : 各種免除において、平成21年4月分以降について反映されるものであり、それ以前は従来のとおりですので、過去に免除を受けている負担割合は一切変更ありません。

注意 : 現在年金を受給されている方の年金支給額が上がるわけではありません。支給する財源の安定化を図るため、国庫負担割合(国の負担分)の比率が変更となるだけです。

注意 : 平成21年3月分以前に免除がある場合において、4月分以降も含めた追納を希望される場合は、状況により月数に端数がつく場合がありますが、その場合は切り捨てられますので、1ヶ月分の追納が必要となります。

計算式は状況によってかなり複雑となりますので、ご希望の場合はご相談ください。

問い合わせ先 総務課戸籍年金係 ☎ 52 2144